

事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

(平成二十年 内閣府、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、防衛省 告示第三号) 変更案 新旧対照表 (別表部分)

改正案	現行
<p>別表第一(一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出方法)</p> <p>一 一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の算出は、次の式によるものとする。</p> $I = (A + B - C) / D$ <p>この式において、I、A、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>I：一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量(単位 一般廃棄物処理量1トン当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量)</p> <p>A：当該施設において1年間に使用された電気及び化石燃料等のエネルギーの使用に伴って排出された二酸化炭素排出量(単位 キログラムで表した二酸化炭素の量)</p> <p>B：当該施設において1年間に廃プラスチック類等(合成繊維等を含む。以下同じ。)の焼却に伴って排出された二酸化炭素排出量(単位 キログラムで表した二酸化炭素の量)</p> <p>C：当該施設において1年間に当該施設の外部へ供給した電気若</p>	

しくは熱又は当該施設を設置している廃棄物処理事業者等が再生したバイオ燃料（一般廃棄物を原材料として製造されたものに限る。以下同じ。）による二酸化炭素削減効果（バイオ燃料による二酸化炭素削減効果は、当該市町村内の一般廃棄物処理施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）

D：当該施設における1年間の一般廃棄物処理量（単位 トン）

二 廃棄物処理事業者等において一のBの値が把握できない場合においては、Bの値に代わって次の式により算出したB'値を用いるものとする。

$$B' = E - F$$

$$E = D \times 370$$

$$F = G \times 0.8 \times 2730$$

この式において、B'、E、F及びGは、それぞれ次の値を表すものとする。

B'：当該施設において1年間に廃プラスチック類等の焼却に伴って排出された二酸化炭素排出量の推計値（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）

E：当該施設を設置している市町村の域内において1年間に排出された廃プラスチック類等が全量焼却された場合の二酸化炭素排出量の推計値（当該市町村内の一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値）（単位 キログラムで表した二酸化炭素の量）

F：当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として1年間に分別収集された廃プラスチック類等全量が焼却された場合の二酸化炭素排出量の推計値（当該施設を設置し

ている市町村において再生利用を目的として1年間に分別収集された廃プラスチック類等の量を当該施設における一般廃棄物処理量に応じて按分した値) (単位 キログラムで表した二酸化炭素の量)

G: 当該施設を設置している市町村において再生利用を目的として1年間に分別収集された廃プラスチック類等の量 (単位 トン)

別表第二(一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安)

- 一 廃棄物処理事業者等が設置する一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、次表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第二欄に掲げる値とする。
- 二 廃棄物処理事業者等が既に設置している一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量について、同表第二欄に掲げる値を目安として措置を講ずることが直ちには困難である場合は、同表第一欄に掲げる施設の種類ごとに同表第三欄に掲げる値を目安とする。

施設の種類	一 に規定する値	二 に規定する値
溶融処理を行う一般廃棄物焼却施設 (溶融熱源として、主として燃料を用いた溶融処理を行う処理方式のものに限る。)	$y = -240\log(x) + 9$ 20以下	$y = -240\log(x) + 1020$ 以下

溶融処理を行う一般廃棄物焼却施設（上記以外のもの）	$y = -240\log(x) + 8$ 80以下	$y = -240\log(x) + 920$ 920以下
溶融処理を行わない一般廃棄物焼却施設	$y = -240\log(x) + 8$ 20以下	$y = -240\log(x) + 920$ 920以下

備考

- この表の第二欄及び第三欄において、 x 及び y はそれぞれ次の値を表すものとする。
 x 一般廃棄物焼却施設の1日当たりの処理能力（単位 トン）
 y 一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安（単位 一般廃棄物処理量1トン当たりのキログラムで表した二酸化炭素の量）
- この表の第二欄及び第三欄の算定において、一般廃棄物処理量当たりの発熱量は1キログラム当たり7500キロジュールを、灰分は10パーセントを、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量は、電力量については1キロワット時当たり0.555キログラムを、重油については1リットル当たり2.71キログラムを、灯油については1リットル当たり2.49キログラムを、コークスについては1キログラム当たり3.24キログラムを、LPGについては、1キログラム当たり3.00キログラム等の係数を用いた。